

資料3 令和8年度 横浜市東部地域療育センター 事業計画書

【施設目標】

1 職員の意欲と成長を支える組織作り（人材育成計画と心身の健康増進）

- ・人材育成委員会を中心に、人材確保後の安定的な組織運営を図るため、経験に応じた階層別研修を内部で計画・実施する。
- ・IT化・システム化に対応した人材育成や業務の効率化に取り組む。
- ・個人情報をはじめとする情報管理の安全性に配慮した環境整備を行う。
- ・健康相談、ストレスチェック、面談の実施など職員の心身の健康増進に取り組む。

2 経営基盤の強化（増収策や経費削減策の検討と財源の確保）

- ・中期経営計画等に沿って、適宜、診療所や通園の事業について運営状況（利用料金収入や診療報酬、職員体制）の確認・分析を行い、必要の都度改善と効率化（診療枠、通園枠、人材、稼働率向上等の見直し）を図る。
- ・委託契約及び備品購入、修繕等の経費削減の取組を継続し、優先順位を付して予算執行状況に応じた計画的な運用を図る。

3 一次支援の拡充および利用者増や地域支援に対する取組

- ・ひろば事業や各種講座、専門職による個別相談を着実に実施し、保護者に寄り添いながら柔軟に相談へ対応する。また、初診前後の支援を多岐にわたり充実させることで、利用者の不安感の軽減や、その後の迅速な対応を可能にする。
- ・2区の地域子育て支援拠点において、保護者向け講座や子育てサポートシステム提供会員に向けた講座を継続するなど、地域への間接的な支援をとおして地域連携の強化に努める。
- ・ソーシャルワーカーを中心に、地域の児童発達支援事業所へ巡回訪問を行うなど、今後の地域支援の促進に向けて、手法の検討を重ねながら試行を継続していく。
- ・早期療育科では、現行の4か月クール制で対象年齢を拡大し（2～5歳児）、家族の育児や暮らしへの支援を行うと共に、希望者には卒会後のフォロークラスを継続実施し、相談支援の場を提供する。
- ・通園課では通園希望者の増加に対応するため、併行通園クラスを増設して利用定員の拡大を図る。また、親子通園利用者を対象に、市のモデル事業として保育職による併行通園先の保育所等への訪問（アウトリーチ）を行い、情報共有や連携強化等の地域支援に取り組む。
- ・外国に繋がる子どもや保護者の増加に対応できる通訳を育成するため、通訳者に向けた発達障害や制度等に関する簡単な研修を実施するなど、意思疎通の円滑化に努める。

4 電子カルテ・グループウェアの導入と構築

- ・電子カルテの本格導入後の業務について見直しを行い、最適な運用方法を構築する。
- ・グループウェアを活用し、業務の効率化と情報共有の円滑化を図る。

5 地域における公益的な取り組み

- ・専門職による保育所等訪問支援事業を充実させていくと共に、多職種によるチーム単位での出張サポートや講座を拡大することで、職員の専門的なノウハウを積極的に地域に還元し、地域の保育へ支援を行う。
- ・家族や学生等、地域に向けて幅広く福祉に関する情報を提供しよう努める。
- ・地域の中で利用者が安心して過ごせるように、教育・医療・福祉機関との連携を含め、ライフステージに応じた相談支援を行う。
- ・親子通園利用者を対象とした、アウトリーチ（地域支援）モデル事業を実施する。

【事業計画】

1 診療部門

発達の遅れや障害が疑われる子どもを対象に、診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に応じた、生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

- ・「児童精神科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、補装具外来、摂食外来
- ・初診 900～1,000 人、再診 12,000～13,000 人

(2) 個別療育・訓練・早期療育科

- ・医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能評価・訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価、家族支援プログラムを行う。
- ・早期療育科では2～5歳児を対象に、4か月クール制の集団療育を継続する。また、4か月グループを利用した方の中で、希望者には卒会児グループとして親子で通うフォローグループを開催し、相談支援の場を提供する。

※年間で新規クラスに216名、卒会児クラスに100名ほどの受け入れ予定。

2 通園部門

障害に配慮しながら、健康的な身体、基本的な生活習慣や豊かな人間関係の育成のため、個別療育目標を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

(1) 令和8年度 利用児童数（予定数）

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児・肢体不自由児）	123	60

(2) クラス編成

①障害種別、年齢や療育経過などを考慮し、クラス編成を行う。

②概ね3・4歳児は親子通園とし、4・5歳児は単独通園とする。

※ただし、療育年数や子どもの状態により、親子登園とする場合がある。

－親子通園（療育経験が初めての3、4歳児）

－単独通園（単独通園の継続、親子通園や早期などから移行した4・5歳児）

(3) 年間行事・保護者プログラム

- ・行事 — 入園式、卒園式、運動会、参観週間、その他季節行事
- ・保護者プログラム — 勉強会、懇談会、個人面談、試食会
- ・その他 — プール、避難訓練（地震、火災、津波等）
- ・親子参加プログラム（家庭や地域に般化するためのプログラム）
- ・健診 — 内科健診（前・後期）、歯科健診（前・後期）、耳鼻科健診、尿検査

(4) 併行通園先等の訪問

職員が親子通園利用者の併行通園先へ訪問（モデル事業）を行い、情報の共有と連携強化を行う。年間40日程度実施予定。

3 児童発達支援事業所「わかば」

(1) 対象と利用児童数

- ・概ね3・4歳児を対象とした親子療育を行う。
- ・在籍児童48名（1クラス6名×8クラス）。

(2) 年間予定・保護者プログラム

- ・1教室につき週4日で療育を提供し、1日を巡回日として設定する。
- ・週1回の通所頻度で1年契約。1回3時間の親子療育プログラムを行う。
- ・保護者勉強会、懇談会、個別面談などの保護者プログラムの提供を行う。

(3) 併行通園先等の訪問（年間40日程度実施予定）

- ・職員が併行通園先へ訪問を行い、情報の共有と連携強化を図る。

4 地域支援部門

診療部門のスタッフと連携し、発達診断・検査・心理評価・個別相談をもとに、ライフステージに沿った支援を行う。

- (1) 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育などに関する相談を、電話や面接で実施。
(新規申込み 900～1,050 件、延べ相談件数 10,000 件)
- (2) 巡回相談：保護者や保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや障害のある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。効率化のため半日で実施
(年間 250 回、延べ相談件数 2,300 件)
- (3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
(対応件数 2 区で延べ利用人数約 120 件)
- (4) 地域支援：訓練会の支援を行うほか、学童保育等の関係機関や幼稚園・保育所向け研修の充実を図る。要支援児が多数在籍する園に対し、チームでの訪問支援を継続する。
また、2 区の地域子育て拠点での保護者向け講座を継続する。
- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して勉強会や、講座、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校 (35 校、延べ 40 回) へのコンサルテーションや、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：
各会議、ケース連絡などを通して、区役所、学校、幼稚園、保育所、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所や教育委員会等との連携を図る。
また、地域の児童発達支援事業所への訪問も継続的に試行していく。
- (8) 児童発達支援事業「パレット」：
知的発達の遅れのない発達障害がある 5 歳児、並びに保護者を対象とする。定員と頻度は、日々 2 クラス 12 人、在籍児 60 人に対し、月 2 回～週 1 回のグループ療育を行う。また、就園先を訪問し、情報交換・助言・指導等を行う。
- (9) 保育所等訪問支援事業：
保育所等を利用中の障害児等が集団生活に適応できるよう、専門的・個別的なアウトリーチ支援を、従来の巡回相談と併せて継続実施。
- (10) 障害児相談支援事業：
当センターの児童発達支援及び保育所等訪問支援を利用する児に障害児支援利用計画を作成する。当該支援の利用者約 250 人を予定。
- (11) 特定相談支援事業：
療育センター児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。
- (12) 相談機能の強化：
鶴見区の相談支援拠点である相談ルームいろはを活用し、面接等の相談機能をより強化すると共に、ひろば事業や講座、及び専門職の個別相談による子育て支援をより充実させる。また、神奈川区のケアプラザや当センターを利用した出張ひろばを継続する。運動障害児に対するひろばも運営していく。

5 その他の事業

- ・初診待機解消モデル事業「学齢児への初診体制の整備による対策」
- ・地域ニーズ対応事業としての「鶴見区、神奈川区で増加している外国にルーツを持つ子どもたちの保護者支援を円滑に行うための通訳者利用事業」

6 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)等の事務
- ・運営管理(事業計画、事業概要、届出作成、人事労務・経理・給食・備品・非常食)
- ・委託契約の締結と協議(給食提供、通園バス運行・管理、庁舎管理・修繕及び清掃)等
- ・監査への対応(実態調査・外部監査)
- ・運営協議会の開催(年2回)
- ・苦情解決の受付と対応
- ・市との連絡調整及び関連資料作成
- ・事故対応と報告
- ・情報公開(自己情報開示)の対応
- ・総合防災訓練の実施(年2回)及び非常時(感染症予防対策)の対応
- ・健康診断、ストレスチェックの実施
- ・会議、委員会、研修などの調整
- ・東部療育ビル5施設の連絡調整
- ・IT化の推進(就業管理、請求事務、オンライン認証、電子カルテ、グループウェア等)
- ・第三者評価の実施とサービスの自己評価及び事業概要の公表

7 職員体制

- ・所長(医師)、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤(医師含む)計約130人

8 社会貢献(地域における公益的な取組)

- ・実習生の受け入れ
- ・施設見学の受け入れ
- ・鶴見区・神奈川区において幼保職員向けの障害の理解講座(要配慮児研修)を開催
- ・鶴見区・神奈川区の小学校教員向けの「読み書き困難児の相談会」を実施予定